

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件

○過疎地域自立促進特別措置法により町道の工事の全部を完了した件

告 示

福島県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
1 防犯対策への協力に係る事項
「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念にのっとり、事業者は、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するために必要な措置を講じるように努め、土地所有者等は、犯罪の防止に配慮した環境の確保に努め、市の防犯対策へ協力すること。
- 2 騒音の発生に係る事項
原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機の増減については、騒音規制法、振動規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事前の届出が必要となる場合がある。また、届出（規制）対象外の施設であっても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、施設の設置場所や騒音の低減について配慮すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

福島県告示第二十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第二項の規定により、県が施行していた町道の改築に関する工事の全部を次のとおり完了した。
令和二年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（商業まちづくり課）

野沢柴崎線	路線名	耶麻郡西会津町野沢字熊ノ宮甲 六三八番一地从先から 同 郡同 町新郷大字三河字 中道下三三二〇番一地从先まで	工事の区間	橋梁工	工事の種類	令和元年十二月二十六日	工事の完了の年月日
-------	-----	---	-------	-----	-------	-------------	-----------

（道路計画課）